

平成 25 年度 第 4 回年金業務監視委員会 議事要旨

1 日時 平成 26 年 1 月 15 日（水）18:00～19:05

2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 8 階 第 1 特別会議室

3 出席者

（委員会）郷原委員長 片桐委員 岸村委員 村岡委員 吉山委員
（総務省）渡会行政評価局長 白岩総務課長 小原評価監視官 永留評価監視官
（厚生労働省）樽見年金管理審議官 赤澤事業企画課長 大西事業管理課長
梶野年金記録回復室長
（日本年金機構）水島理事長 薄井副理事長 木谷理事 朝浦理事 深田理事
峯村経営企画部長 川上財務部長 小森事業企画部長
北波記録問題対策部長 町田国民年金部長 鈴木厚生年金保険部長

4 議事次第

○厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング

- ・ 平成 26 年度予算案（社会保険事業運営費）について
- ・ 社会保障審議会に設置された年金関係 3 委員会の報告書を受けた厚生労働省の今後の対応について

5 会議経過

○ 平成 26 年度予算案（社会保険事業運営費）について、厚生労働省から資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、以下のような質疑応答があった。

- ・ 厚生年金保険の適用調査対象事業所に対する加入促進対策は具体的にどのように取り組むのかという質問に対して、既に入手している法務省の法人登記簿情報と社会保険の適用事業所の情報を突合して適用調査対象事業所を把握し、該当事業所について一件一件調査する取組を今後 5 年間で集中的に行っていくとの回答があった。
- ・ 法人設立の際の説明書を読んでも、社会保険加入についての説明があまりない。法務局と連携して、法人設立時の手続マニュアルを策定し、社会保険の加入について事前に事業所に周知する仕組を設けることはできないのかとの意見に対して、法務省とよく相談してなるべく実施する方向で考えたいとの回答があった。
- ・ 説明資料 1 「2（2）年金記録の突合せ結果に基づく対応など必要な記録問題への取組等」の経費について、平成 27 年度以降も同程度の経費が必要になるのかとの質問に対して、年金記録の突合せは、26 年度中には全ての作業を終える予定であり、27 年度以降は紙台帳検索システムの運用に係る経費は残ると思うが、26 年度と同程度の額ではない見込みであるとの回答があった。
- ・ 厚生年金保険の適用対策に係る予算は、前年度に比して大きく増額されているが、これは、現在、適用調査対象事業所がかなりあり、放置できない状況にあるという

ことかとの質問に対して、厚生年金保険の適用については、法人登記簿情報との突合せにより適用調査対象事業所を把握し、適用事業所に該当するか否か調査する必要があり、その経費として今回増額しているとの回答があった。

- ・ 国民年金の収納対策に係る予算が増額され、口座振替の促進に取り組むこととされているが、未納者が口座振替で保険料を納付してもらうために、どのような工夫を考えているかとの質問に対して、市町村において、より積極的に口座振替の促進に取り組んでもらうために、市町村が口座振替の申込みを獲得した際の交付金を増額することを予定して予算を増やしているが、具体的にどのような人をターゲットにして対策を行えば効果があるのかという点は市町村に対して示せていないとの回答があった。

また、この回答に対して委員から、若者が口座振替によって保険料を納付するインセンティブが働く仕組みが必要であるとの意見があった。

- ・ 厚生年金保険の収納については、保険料を納付することが困難な中小企業の収納に制度的な問題があるのではないかと以前から指摘しているが、厚生労働省としてどう考えているのか。また、厚生年金保険では適用対策の強化を進めることになっているが、適用と収納はセットで捉えるべき問題であり、問題意識のバランスを欠いているのではないかとこの意見に対して、適用と収納は表裏一体の問題であると考えているが、実務的には適用調査対象事業所の適用促進を丹念に進めていくこととしている。制度的な問題については、これまで取り組んできた厚生年金保険の適用範囲の拡大という大きな流れの中で、今後の課題として考えているとの回答があった。

- ・ 厚生年金保険の適用・収納対策において、年金機構の現場ではどうなっているのかとの質問に対して、適用については、雇用保険の情報と突合して適用調査対象事業所を把握し加入促進を行い、約 8,000 事業所が適用となったところであるが、強制的な適用は難しい面もあり、外部委託等を活用し、粘り強く取り組んでいる。また、保険料収納については、納付が困難な場合には、納付時期や分割納付などの相談に手厚く対応する一方で、強制徴収も積極的に実施しているところであるとの回答があった。

- ・ 厚生年金保険の適用・収納対策において、中小企業では資金繰りに窮しているところもあり、社会保険への加入が困難な事業所もある。厚生労働省及び年金機構は、年金のメリットを事業所及び従業員に丁寧に説明して PR を行い、個々の事業所の実情に合わせて対策に取り組んでほしいとの意見があった。

○ 社会保障審議会に設置された年金関係 3 委員会の報告書を受けた厚生労働省の今後の対応について、厚生労働省から、資料に基づき説明があった。

また、郷原委員長から、当委員会のこれまでの活動実績を紹介するとともに、以下のとおり、発言があった。

- ・ 当委員会は、今年度末で設置期限を迎える。年金記録問題に関する特別委員会の報告書案では、年金業務の適正な運営のため、第三者による検討の場が必要とされているが、第三者の知見を活用したチェックの在り方はどのようなものであるべきか、各委員の意見を伺いたい。

- ・ 今回の委員会に欠席した高山委員長代理からは、「年金業務において間違いは常に起こり得るが、早期に発見して是正することが必要であり、何らかの機関で監視・調査することが必要である。その機関の在り方は最終的には政府の判断となるが、可能であれば外部につくるべき」との意見を事前に聴いている。

この後、各委員から以下のような意見があった。

- ・ 問題があった際に、各機関（年金機構本部、年金事務所等）の連携が不十分であり、各機関における温度差を感じることもあるので、連携を更に強化してもらいたい。また、それぞれの機関の意見を聴いたところで、第三者に諮ることが望ましいとの意見があった。
 - ・ 厚生労働省及び年金機構では、国民の年金制度に対する不信への信頼回復に努めてきたが、これが本当に国民の信頼回復の前進につながったのか。信頼の回復度合いをどのように測っていくのか、議論した方がよい。国民と接する機会の多い市町村と協力し、保険料を納める意思がない人に保険料を納付してもらうための方策に取り組み、これまでの努力が信用という形で還元されるよう、引き続き、必要な取組を進めてほしいとの意見があった。
 - ・ 今回、社会保障審議会に設置された3委員会の報告書について説明があったが、今後も、このような報告書などをきめ細かく丁寧に外部に対して公表していくことが重要であるとの意見があった。
 - ・ 年金記録問題の取組において、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ等に約4,000億円の経費を要しているが、その効果を年金制度の信頼回復につなげることが重要である。また、今後、ミスを発見した場合には、速やかに対応し、その取組について、国民の納得が得られるようしっかりと国民に説明する必要があるとの意見があった。
 - ・ いろいろなことが検討されることはよいことと思う。問題によっては、検討しても、判断が難しい場面があったかと思うが、そのような問題について結論を出した場合には、国民に対して結論の正しさを積極的に説明することが望ましいとの意見があった。
 - ・ 年金機構の発足当初は、組織体制がしっかりしていない部分があったが、最近は、様々な問題点を組織として把握する形になりつつあり、今後も常にリスク情報の把握に努め、しっかりと対応してほしいとの意見があった。
- 委員会の終わりに、郷原委員長から以下の発言があった。
- ・ 総務省に設置された当委員会は、一つの省庁の所管事項について他省庁からその業務を監視するという過去に例のないものであった。また、当委員会は国民の目線で監視するという貴重な場であった。過去4年間の活動において、入札案件問題、運用3号問題及び時効特例給付問題と大きく3つの問題について、主に調査審議してきたが、いずれの問題でも当委員会と厚生労働省及び年金機構との意見が異なっていたところがあり、当委員会の場で意見を出し合い、議論し、その結果、様々な

ことが得られたと考えている。そのことが、これまで取り組んできた当委員会の成果と言える。厚生労働省は、年金の専門官庁として適切な判断をしていると思うが、当委員会としては、別の観点から、問題として指摘すべきことがあったと考えている。官庁は、縦割りでそれぞれの所管事項を行うことが普通であるが、年金業務については、とりわけ国民の関心が高く、様々な不祥事で国民の信頼を失ったために、当委員会でいろいろな問題を議論し、調査審議してきたことの意味はあったと考える。今後の年金業務の監視の在り方について、これまでの当委員会の活動の成果も踏まえ、十分な検討を行っていただければと考えている。

○ 次回委員会の開催日程は、今後調整予定。

(注) 速報につき、訂正の可能性あり。

(文責 年金業務監視委員会事務局)